

【 案 】

三 議 第 号
平成 年 月 日

三重県知事 鈴木 英 敬 様

三重県議会議長 山 本 勝

三重県特別職報酬等審議会の開催について（依頼）

本県議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の額につきましては、地方自治法の規定に基づき条例において規定されているところですが、現在の議員報酬の額につきましては、平成8年1月から適用されているものであり、また、三重県特別職報酬等審議会の平成18年12月の答申において、「現行の額を据え置くことが適当である」との判断が示されてから、既に7年以上が経過しています。

この間、本県議会におきましては、三重県議会基本条例を制定（平成18年12月）し、さまざまな改革を進めながら議会及び議員の活動の充実を図ってきたところです。

また、社会経済情勢についても大きく変化しています。とりわけ、長期にわたって低迷していた景気が緩やかに回復してきており、民間事業所における賃金についても一部で上昇傾向が見られるなか、公務員給与の動向に影響することも考えられます。一方で、物価上昇や消費税増税などが県民生活に影響を与えることも想定されます。

こうした状況を踏まえ、議員報酬の額について改めて審議いただくことが適当ではないかと考えます。

つきましては、三重県特別職報酬等審議会を開催し、議員報酬の額について、同審議会の意見をお聴きいただくようお願いいたします。

なお、審議会における審議にあたりましては、これまでと同様に議会の意見を聴取されるよう配慮をお願いいたします。また、審議の際には、平成24年にアンケート調査やヒアリングなどにより議員の活動実態を明らかにした「議員報酬等に関する在り方調査会」の報告書についても参考にしていただきたいと考えておりますので、申し添えます。